

東京都立杉並高等学校同窓会会則		新旧比較表	
旧		新	
第1章 総則		第1章 総則	
第1条	本会は東京都立杉並高等学校同窓会と称する。	第1条	本会は東京都立杉並高等学校同窓会と称します。
第2条	本会は会員相互の親睦をはかるとともに母校と密接に連絡して母校の発展に協力することを目的とする。	第2条	母校とは東京都立杉並高等学校をいいます。
第3条	本会は東京都杉並区成田4丁目15番地15号東京都立杉並高等学校内に事務所を置く。	第3条	本会は会員相互の親睦をはかるとともに母校と密接に連絡して母校の発展に協力することを目的とします。
第2章 事業		第2章 事業	
第4条	本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。	第5条	本会の目的を達成するために次の事業を行います。
	1 会報の発行		1 会報誌の発行
	2 会員名簿の発行		2 会員・客員の会員情報の管理
	3 その他適当な事業		3 ホームページやSNSなどの電子媒体を用いた情報交換
			4 親睦を目的とした懇親会の開催
			5 母校の活動支援およびイベント等への後援・協力・協賛
			6 その他、本会の運営のために必要と認められる事業
第3章 会員及び客員		第3章 会員及び客員	
第5条	本会の会員は次の通りである。	第6条	本会の会員は以下の者で組織します。
	1 東京都立杉並高等学校卒業生		1 東京都立杉並高等学校の卒業生
	2 東京都立杉並高等学校に在学したことのある者で、本会の趣旨に賛同し、評議員会の承認を得たもの。		2 東京都立杉並高等学校に在学したことのある者で、本会の趣旨に賛同し、理事会の承認を得たもの。
第6条	本会の客員は次の通りである。	第7条	本会の客員は以下の者で組織します
	1 東京都立杉並高等学校教職員		1 東京都立杉並高等学校教職員
	2 東京都立杉並高等学校旧教職員		2 東京都立杉並高等学校旧教職員
	3 特に本会に功労のあった人で評議員会で推挙するもの		3 理事会が推薦する母校や本会に特別に功労のあった者
		第8条	会員は1年あたり1000円の会費を、指定する年度に3年分まとめて3000円を支払うものとしす
		第9条	会員は本人の意思により退会することができます。ただし、本人の意思により復帰することもできます
		第10条	会費未納などを事由として会員資格を停止する場合があります。
		第11条	本会則に違反、もしくは母校や本会の体面を著しく損なう行為をした者は理事会の議決をもって除名する場合があります
第4章 役員		第4章 理事会	
第7条	本会に次の役員を置く。	第12条	本会では意思決定を行う議決機関として理事会を設置します。
		第13条	理事は理事会を構成し、本会則に定めるところにより職務を執行します。
		第14条	理事は以下の資格を有するものになります。
			卒業時に同窓会のクラス代表（評議員）として専任された者、もしくは現理事から推薦された同窓会会員
			参画同意書に署名し、理事会で半数以上の承認を得た者
	1 会 長 1名 評議員会で会員中より選出する	第15条	本会は常任の理事の中から以下の役員を選出します。
	2 副会長 2名 評議員会で会員中より選出する		1 会 長 1名
	3 理 事 10名以内 評議員会で会員中より選出する		2 副会長 若干名
			3 監 事 若干名
	会計担当理事3名を含まなければならない。但し、特別に会長の推挙により評議員の承認を得て会員中より評議員会より選出する。		
	4 評議員 各回生の中より、男女各1名を選ぶ		
	5 顧 問 若干名		
	6 監 事 3名 総会で会員中より選出する 但し、会長、副会長、理事が兼ねることはできない		
第8条	役員は次の通りとする。	第16条	役員は理事会において、理事の中から選出されます。
	1 会 長 会長は会務を総理し本会を代表する	第17条	役員は役務については以下のとおりとします。
	2 副会長 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときその職務を代行する		会務を総理する本会の代表者で、理事会や総会を招集し1でその議長を行います。

東京都立杉並高等学校同窓会会則 新旧比較表

旧		新	
3	理事 理事は会長並びに副会長と共に理事会を構成し会務を分担処理する 但し、会計に関することは会計担当理事が行なう	2	副会長は会長を補佐し、会長が会務に支障があるときは、その職務を代行します。
4	評議員 評議員は会長、副会長ならびに理事とともに評議員を構成する	3	監事は経理会計事務および本会の運営全般にわたって監査をし、総会ならびに理事会にその結果を報告します。
5	顧問 顧問は会長の諮問に応じる 顧問は理事会、評議員会に出席して意見を述べることが出来る		
6	監事 監事は経理会計事務および本会の運営全般にわたって監査をし、総会ならびに評議員会にその結果を報告する		
第9条	役員 役員の任期は1年とする。 但し、評議員については特に任期を設けない		
第10条	役員は、前条に於拘らず、選出母体から不信任されたときはやめなければならない		
第5章 評議員及び理事会			
第11条	評議員会及び理事会は、会長が必要と認めた場合及び所属役員4分の1以上から、目的を示して要求されたとき、会長がこれを招集する。	第18条	会長は理事を招集して理事会を定期開催いたします。
第12条	評議員会及び理事会は、本会の意思を決定する議決機関であり、次のことを行う。 1 会則の改廃。 2 細則の決定。 3 会長、副会長、理事の選任。 4 予算の議決及び決算の承認。 5 資産の管理ならびに処分の方法の決定。 6 顧問ならびに第6条3号の客員の推挙及び第5条2号の会員の承認。 7 その他議案の議決。	第19条	理事会では、主に以下の事項を議決します。 1 予算・決算 2 事業計画・事業報告 3 役員を選任 4 会則の改訂 5 その他重要事項
第13条	理事会は、本会の執行機関であり、次の会務を分担して処理する。 1 評議員会の決定事項の実施。 2 資産の管理及び処分 3 予算案の編成及び決算書の作成 4 会員名簿ならびに会報の編集配布 5 その他必要な会務の処理		
第14条	理事会は、総員の2分の1以上、評議員会は総員の3分の1以上の出席で成立する。但し、委任による出席を認める	第20条	理事会は出席者をもって成立し、議決は多数決とします。
第15条	理事会及び評議員会の議事は出席者の過半によって決し、可否同数の場合は議長が決すところによる。		
第16条	第12条1号の議決は前条によらず出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。		
		第21条	会長、副会長、監事の任期は2年とします。ただし理事会の承認を以て2年単位で延長します。
		第22条	理事には任期はありません。本人の意思の確認をもって1年単位で延長します。
		第23条	役員と理事は、本人の都合により任期の途中でも辞めることができます。
		第24条	母校や同窓会に貢献や寄与した者を特別名誉職を設置して任命することができます。
		第5章	顧問
		第25条	顧問は理事会の承認を以て、選任できます。会長の諮問に応じます。また理事会に対して意見を述べることができます。
第6章 総会		第6章 総会	
第17条	総会は、会員相互の親睦をはかり毎年1回以上会長が招集する。また、会長は総会に会務を報告し承認を得る。	第26条	総会は、会員相互の親睦をはかり、毎年10月または11月に会長が招集します。
第18条	総会は、会員中より監事を選出する。	第27条	総会では会長が会計報告、事業報告、行事報告、その他を報告して承認を得ることとします。ただし、理事に報告を委任することができます。
第7章 会計		第7章 会計	
第19条	本会の経費は入会金、会費及びその他の収入によって支弁する。	第28条	本会の経費は、入会金、会費・寄付金及びその他収入を財源とします。
第20条	会員は入会金を入会時に納めるものとする。		
第21条	入会金ならびに会費の額に関しては会計細則にこれを定める。		

東京都立杉並高等学校同窓会会則 新旧比較表

旧		新	
第22条	本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。	第29条	本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日を1期とします。
		第8章	個人情報
		第30条	本会では主に次の個人情報を保有しています。(会員番号、卒業期、卒業時のクラス、卒業時の氏名、出席番号、現在の氏名、郵便番号、住所、電話番号、メールアドレス、所属先、会費納入状況)
		第31条	会員および客員は、住所等の個人情報に変更があった際に本会に速やかに報告するものとします。
		第32条	本会では名簿の管理について、個人情報保護法や他の法令、省令、条例を遵守し適切に取り扱いいたします。
		第33条	本会では会報発行などの一部事業を外部業者に委託しています。個人情報保護法に則って適切に確認や記録を行います。
		第34条	本会では同期会開催などを事由として、同期会の幹事役員の方などに情報を開示する場合があります。ただし、情報請求いただいても理事会の判断で情報提供をお断りする場合があります。
		第35条	同窓会会員は、入手した個人情報を同窓生の交流等以外に使用することを禁じます。また入手した個人情報は、会員以外の第三者に提供することを禁じます。

付則

昭和31年3月13日制定
 昭和39年7月11日改訂
 昭和46年11月3日改訂
 昭和52年10月16日改訂
 昭和61年10月26日改訂
 本規則は、昭和61年10月26日より施行する。

付則

昭和31年3月13日制定
 昭和39年7月11日改訂
 昭和46年11月3日改訂
 昭和52年10月16日改訂
 昭和61年10月26日改訂
 平成29年10月21日改訂
 本規則は、平成29年10月21日より施行する。